

平成 2 6 年 第 2 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

報告第 1 号	専決処分した事件の承認について (霧島市税条例の一部を改正する条例の専決処分について)	・ ・ ・ ・ ・ 1
報告第 2 号	専決処分した事件の承認について (霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について)	・ ・ ・ ・ ・ 8
報告第 3 号	専決処分した事件の承認について (霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について)	・ ・ ・ ・ ・ 8
議案第 34 号	霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 9
議案第 35 号	霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 11
議案第 36 号	霧島市税条例等の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 12
議案第 37 号	霧島市手数料条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 22
議案第 38 号	霧島市福祉事務所設置条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 23
議案第 39 号	霧島市火災予防条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 23

報告第1号 霧島市税条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成17年霧島市条例第71号）

改正後	改正前
<p>本則（略） 附則 第1条から第5条まで（略）</p>	<p>本則（略） 附則 第1条から第5条まで（略）</p>
<p>第6条 削除</p>	<p><u>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u> 第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000</p>

改正後	改正前
	<p><u>万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。</u></p> <p>(2) <u>第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u></p> <p><u>（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u></p> <p><u>第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市</u></p>

民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

改正後	改正前
<p>第7条から第7条の4まで (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>(2) <u>第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u></p> <p><u>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>第7条から第7条の4まで (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>

改正後	改正前
<p>2及び3 (略)</p> <p>第9条及び第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 <u>法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p><u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p><u>7 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用。</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由</u></p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>第9条及び第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p>___ 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>6分の5</u>とする。</p> <p><u>2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p>
<p>第11条から第17条まで (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納</p>	<p>第11条から第17条まで (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納</p>

改正後	改正前
<p>税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第17条の3から第20条の3まで (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」と</p>	<p>税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第17条の3から第20条の3まで (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及</p>

改正後	改正前
<p>あるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
<p>第20条の5 (略) (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>第20条の5 (略) (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第21条 <u>第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産税について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第21条 <u>平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。</u></p>
<p>第21条の2 <u>法附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第9項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>	<p>第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第15項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>
<p>第22条から第25条まで (略)</p>	<p>第22条から第25条まで (略)</p>

報告第2号 霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成17年霧島市条例第72号）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>3から9まで（略）</p> <p>10 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>6分の5</u>とする。</p> <p>3から9まで（略）</p> <p>10 法附則第15条第1項、<u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

報告第3号 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成17年霧島市条例第73号）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>第3条から第17条まで（略） （既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）</p> <p>第18条 当該年度の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の36</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>第1条（略） （課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>第3条から第17条まで（略） （既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）</p> <p>第18条 当該年度の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の37</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第19条から第22条まで (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>第24条から第28条まで (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第19条から第22条まで (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>第24条から第28条まで (略)</p>

議案第34号 霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について (平成26年霧島市条例第34号)

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、霧島市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所管事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、霧島市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所管事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため</p>

に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(3) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員15人以内で組織する。

2 会長は、市長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

第4条から第6条まで (略)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員15人以内で組織する。

2 会長は、市長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 子供会育成連絡協議会代表

(2) 青年団連絡協議会代表

(3) P T A 連絡協議会長

(4) 学校長代表

(5) 教育委員会委員代表

(6) 女性団体代表

(7) 社会福祉協議会代表

(8) 児童委員代表

(9) 保護司代表

(10) 公民館連絡協議会代表 2人

(11) 警察署長

(12) 職業安定所長

(13) 学識経験者

第4条から第6条まで (略)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民運動推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第35号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第59号）

改正後			改正前		
本則（略） 別表（第2条、第6条関係）			本則（略） 別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
教育委員会委員長	月額 69,000円	霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額	教育委員会委員長	月額 69,000円	霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額
教育委員会委員	月額 52,300円		教育委員会委員	月額 52,300円	
選挙管理委員会委員長	月額 51,800円		選挙管理委員会委員長	月額 51,800円	
選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 日額 5,100円		選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 日額 5,100円	
(中略)			(中略)		
情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 12,500円		情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 12,500円	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 11,500円		情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 11,500円	
個人情報保護審議会会長	日額 12,500円		個人情報保護審議会会長	日額 12,500円	
個人情報保護審議会委員	日額 11,500円		個人情報保護審議会委員	日額 11,500円	
いじめ問題対策委員会会長	日額 12,500円		固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500円	
いじめ問題対策委員会委員	日額 11,500円		固定資産評価審査委員会委員	日額 5,100円	
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500円		固定資産評価員	日額 5,100円	
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,100円		附属機関の委員の長	日額 5,500円	
固定資産評価員	日額 5,100円		附属機関の委員	日額 5,100円	
附属機関の委員の長	日額 5,500円		(中略)		
附属機関の委員	日額 5,100円		温泉井検討委員会委員（識見を有する者）	日額 17,600円	
(中略)			備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、県内に宿泊したものとみなす。		
温泉井検討委員会委員（識見を有する者）	日額 17,600円				
備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、県内に宿泊したものとみなす。					

議案第36号 霧島市税条例等の一部改正について

改正後	改正前
<p>第1条 霧島市税条例の一部改正（平成17年霧島市条例第71号）</p> <p>第1条から第22条まで（略） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）</u>第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第24条から第32条まで（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6（略）</p> <p>第34条から第34条の3まで（略） （法人割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>第34条の5から第47条の6まで（略） （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に<u>本店若しくは</u>主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3及び4（略）</p>	<p>第1条 霧島市税条例の一部改正（平成17年霧島市条例第71号）</p> <p>第1条から第22条まで（略） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 <u>外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第24条から第32条まで（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6（略）</p> <p>第34条から第34条の3まで（略） （法人割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>第34条の5から第47条の6まで（略） （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3及び4（略）</p>

改正後	改正前
<p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>	<p>5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第49条から第51条まで (略)</p>	<p>第49条から第51条まで (略)</p>
<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>	<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>
<p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>第52条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第53条から第56条まで (略)</p>	<p>第53条から第56条まで (略)</p>
<p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p>	<p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p>
<p>(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日 (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p>	<p>(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日 (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p>

改正後	改正前
<p>(4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期</p> <p>(5) 償却資産の所在、種類、数量及びその用途</p> <p>(6) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期</p> <p>第58条及び第58条の2 (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第60条から第81条まで (略)</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 <u>3,600円</u></p> <p><u>3輪のもの</u> 年額 <u>3,900円</u></p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p>営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p>自家用 年額 <u>10,800円</u></p>	<p>(4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期</p> <p>(5) 償却資産の所在、種類、数量及びその用途</p> <p>(6) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期</p> <p>第58条及び第58条の2 (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の7</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第60条から第81条まで (略)</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 <u>2,400円</u></p> <p><u>3輪のもの</u> 年額 <u>3,100円</u></p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p>営業用 年額 <u>5,500円</u></p> <p>自家用 年額 <u>7,200円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u> <u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>その他のもの 年額 5,800円</u> (3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u> 第83条から第151条まで (略)</p> <p>附 則 第1条から第4条まで (略) (公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで<u>及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(<u>同法第40条第6項から第11項まで</u>の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第5条から第7条の3の2まで (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第8条から第15条まで (略) <u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p>第16条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指</u></p>	<p><u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,000円</u> <u>自家用 年額 4,000円</u> <u>専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円</u></p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u> <u>農耕作業用のもの 年額 1,600円</u> <u>その他のもの 年額 4,700円</u> (3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u> 第83条から第151条まで (略)</p> <p>附 則 第1条から第4条まで (略) (公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(<u>租税特別措置法第40条第6項から第10項まで</u>の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第5条から第7条の3の2まで (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条の2第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第8条から第15条まで (略)</p> <p>第16条 <u>削除</u></p>

改正後	改正前															
<p>定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 288 412 327">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="412 288 613 327">3,900円</td> <td data-bbox="613 288 808 327">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="412 327 613 365">6,900円</td> <td data-bbox="613 327 808 365">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="412 365 613 403">10,800円</td> <td data-bbox="613 365 808 403">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="412 403 613 442">3,800円</td> <td data-bbox="613 403 808 442">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="412 442 613 480">5,000円</td> <td data-bbox="613 442 808 480">6,000円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	
第82条第2号ア	3,900円	4,600円														
	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														
<p>第17条から第18条まで (略)</p>	<p>第17条から第18条まで (略)</p>															
<p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>															
<p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>															
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>															
<p>第19条の2から第21条の2まで (略)</p>	<p>第19条の2から第21条の2まで (略)</p>															
	<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p>															
	<p>第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定</p>															

の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、

改正後	改正前		
			第36条の2若しくは第36条の5 (これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
	附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

改正後	改正前
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>第2条 霧島市税条例の一部を改正する条例の一部改正（平成22年霧島市条例第60号）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第19条の2まで（略）</p> <p>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第19条の3（略）</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>	<p>第2条 霧島市税条例の一部を改正する条例の一部改正（平成22年霧島市条例第60号）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第19条の2まで（略）</p> <p>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第19条の3（略）</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>
<p>第3条 霧島市税条例の一部を改正する条例の一部改正（平成25年霧島市条例第40号）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第19条まで（略）</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の2（略）</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第19条の3から第21条まで（略）</p> <p>第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第3条 霧島市税条例の一部を改正する条例の一部改正（平成25年霧島市条例第40号）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第19条まで（略）</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の2（略）</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。</p> <p>第19条の3から第21条まで（略）</p> <p>第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)から(5)まで （略）</p> <p>附 則（※霧島市税条例の一部を改正する条例の改正附則） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日</p> <p>(2) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 （経過措置）</p> <p>第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 （略）</p>	<p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)から(5)まで （略）</p> <p>附 則（※霧島市税条例の一部を改正する条例の改正附則） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日</p> <p>(2) 附則第7条の4第1項、16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 （経過措置）</p> <p>第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 （略）</p>

議案第37号 霧島市手数料条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第75号）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1から79まで（略）	（略）	1から79まで（略）	（略）
80 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又は <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合	次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額（当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）をそれぞれ加えた金額 アからオまで（略）	80 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又は <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合	次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額（当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に1.05を乗じて得た額を加えた額）をそれぞれ加えた金額 アからオまで（略）
(2)（略）		(2)（略）	
81から83まで（略）	（略）	81から83まで（略）	（略）

議案第38号 霧島市福祉事務所設置条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第140号）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （所務）</p> <p>第2条 福祉事務所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 社会福祉法の施行に関すること。 (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関すること。 (3) その他社会福祉に関する事務のうち、市長が必要と認めること。</p> <p>第3条（略）</p>	<p>第1条（略） （所務）</p> <p>第2条 福祉事務所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 社会福祉法の施行に関すること。 (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関すること。 (3) その他社会福祉に関する事務のうち、市長が必要と認めること。</p> <p>第3条（略）</p>

議案第39号 霧島市火災予防条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第297号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p><u>第5章 避難管理（第35条－第42条）</u></p> <p><u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</u></p> <p>第6章及び第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第17条まで（略） （液体燃料を使用する器具）</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(9)まで（略）</p> <p><u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>(10)から(13)まで（略）</p> <p>2（略） （固体燃料を使用する器具）</p> <p>第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)及び(2)（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p><u>第5章 避難管理（第35条－第42条）</u></p> <p>第6章及び第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第17条まで（略） （液体燃料を使用する器具）</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(9)まで（略）</p> <p>(10)から(13)まで（略）</p> <p>2（略） （固体燃料を使用する器具）</p> <p>第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)及び(2)（略）</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号の2</u>までの規定を準用する。 (気体燃料を使用する器具)</p> <p>第20条 (略) (電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。 (使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定を準用する。</p> <p>第22条の2から第42条まで (略)</p> <p><u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</u> (指定催しの指定)</p> <p><u>第42条の2 消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</u></p> <p><u>2 消防局長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 消防局長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</u> (屋外催しに係る防火管理)</p> <p><u>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</u></p> <p><u>(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。</u></p>	<p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号</u>までの規定を準用する。 (気体燃料を使用する器具)</p> <p>第20条 (略) (電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。 (使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定を準用する。</p> <p>第22条の2から第42条まで (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>対象火気器具等の使用及び危険物取扱いの把握に関すること。</u></p> <p>(3) <u>対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>対象火気器具等に対する消火準備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。</u></p> <p>2 <u>前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防局長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防局長に提出しなければならない。</u></p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) <u>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</u></p> <p>第7章 罰則</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) <u>第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</u></p> <p>第50条 <u>法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</u></p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p>	<p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>第50条 <u>法人の代表者</u>又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。<u>ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>